

国民年金だより



20歳からは全員が加入します! 国民年金

加入者の種類 加入する人は次のグループに分けられます。

■第1号被保険者

- 加入者は
農林漁業者、自営業者、自由業者・
無職の方、学生など、20歳以上60歳
未満の方



- 加入の手続きは
市町村の国民年金担当窓口で
行います。

■第2号被保険者

- 加入者は
厚生年金・共済組合に加入している
会社員・公務員など



- 加入の手続きは
勤務先で行います。(厚生年金・共済
組合の加入手続きをすると国民年金
にも加入することになります。)

■第3号被保険者

- 加入者は
第2号被保険者に扶養されている
20歳以上60歳未満の配偶者



- 加入の手続きは
配偶者の勤務先を通じて行います。

■任意加入被保険者 (希望して加入する方)

- 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方(4ページ Q&A 参照)
- 海外に在住している20歳以上65歳未満の日本人(4ページ Q&A 参照)
- 昭和40年4月1日以前に生まれた方で、日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の方、または海外に在住している
65歳以上70歳未満の日本人(4ページ Q&A 参照)
- 被用者年金(厚生年金など)の老齢(退職)年金の受給者で20歳以上60歳未満の方

○こんなときは届け出を

こんなとき

届け出先と必要なもの

20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者、第2号被保険者に扶養されている配偶者を除く)	那覇市市民課国民年金グループ(本庁舎6階)
厚生年金・共済組合に加入了したとき (扶養している配偶者がいるときは一緒に届け出を→第3号被保険者の届け出)	勤務先
厚生年金・共済組合をやめたとき (扶養している配偶者がいるときは一緒に届け出を)	那覇市市民課国民年金グループ・支所 (資格喪失証明書、退職辞令、任意継続保険証)
配偶者(第2号被保険者の場合)に扶養されなくなったとき (離婚・死別をしたとき 収入が増えたとき)	那覇市市民課国民年金グループ・支所 (扶養からはずれた日付がわかる書類(扶養解除証明書・戸籍抄本等))
配偶者(第2号被保険者の場合)が会社を変わったとき (引き続き3号被保険者となる手続きが必要です)	配偶者の新しい勤務先
納付書を紛失して再発行してほしいとき	社会保険事務所
住所、氏名が変わったとき	第1号被保険者→住民登録のある市町村 第2号・第3号被保険者→勤務先
任意加入をするとき、任意加入をやめるとき	那覇市市民課国民年金グループ
年金を受けている人が住所を変更したとき	新住所地の年金担当窓口又は社会保険事務所
年金を受けている方が亡くなったとき	未支給年金の請求が必要です。 (詳しくは市民課国民年金グループ又は社会保険事務所まで)

2008年(平成20年)
11月1日発行

那覇市 市民課
国民年金グループ
TEL 861-6901
FAX 862-4564

金・障害基礎年金・遺族基礎年金)があります。

障害基礎年金

病気やケガで障がい者になったとき受ける年金です。

国民年金加入中(または加入していた方で、60歳～65歳未満のとき)に初診日(初めて医師の診断を受けた日)のある病気やけがで、国民年金法で定める1級又は2級の障がいの状態であり、かつ納付要件(下記!参照)が満たされていれば、受給できます。

※20歳前に初診日がある場合の障がいについても障害年金が受けられます。この場合、納付要件は不要です。

障害基礎年金の年金額

(平成20年度)

1級障害 99万100円

2級障害 79万2,100円

障がい者に生計を維持している子(注1)がいる場合、子の数に応じて加算額があります。

- 1人目、2人目の子につき…各227,900円加算
- 3人目以降……………各75,900円加算

注1 子とは、18歳になった日以降に最初に到来する3月31日までの間にある子か、20歳未満で1級、2級の障がいのある子のことです。(以下の「子」も同じ意味です)

遺族基礎年金

被保険者が亡くなったとき、『子のある妻』や『子』が受ける年金です。

国民年金加入中の方、または老齢基礎年金を受ける資格がある方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」又は「子」が受ける年金です。老齢基礎年金の受給資格がある場合以外は、納付要件(下記!参照)が必要です。



遺族基礎年金の年金額(平成20年度)

●子のある妻が受ける場合

	基本額	子の加算額	合 計
子が1人	792,100円	227,900円	1,020,000円
子が2人	792,100円	455,800円	1,247,900円
子が3人	792,100円	531,700円	1,323,800円

●子が受ける場合

	基本額	子の加算額	合 計
子が1人	792,100円	—	792,100円
子が2人	792,100円	227,900円	1,020,000円

子が3人以上のとき、2人のときの額に1人につき、75,900円を加算

障害基礎年金や遺族基礎年金を受けるためには、**納付要件**として、次の①または②のいずれかの条件を満たすことが必要です。

- ①障害基礎年金の場合は初診日、遺族基礎年金の場合は亡くなった日、の属する月の前々月までに保険料を納めた期間と免除・猶予期間が加入期間の**3分の2以上**あること。
- ②初診日(又は亡くなった日)の属する月の**前々月までの1年間**に保険料の未納がないこと。

ご注意! 納付要件の確認は、初診日や死亡日の前日の時点で行います。

たとえば、納付や免除等が無く、ずっと未納の方が、交通事故で障がいの状態になった場合、事故が起こって後に、未納の分をさかのぼって納付しても、納付要件は満たされず、障害基礎年金は受けられません。なぜなら、納付要件の判定は、事故が起こって病院に行った日(初診日)の前日の時点での納付状況について、行われるからです。ですから、「もしも」が起こる前に、日頃から保険料の未納がないよう心がけておく必要があります。

納付要件を満たす期間には免除、学生特例、若年者猶予の期間を含みます。納付が困難な時は早めに免除などの手続きを!
詳しくは4ページを見てね!



特別障害給付金制度について

1 対象者

- 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金・共済組合等の加入者)の配偶者

であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1,2級相当の障がいに該当する方で、障害基礎年金等を受けていない方。

2 支給額 1級障害相当 月額50,000円 2級障害相当 月額40,000円 (平成20年度)

3 窓 口 請求手続きは那覇市市民課国民年金グループ(本庁舎6階) ☎861-6901 fax862-4564



国民年金制度には、3つの基礎年金（老齢基礎年

老齢基礎年金

老齢基礎年金は、原則として25年間の資格期間を満たした人が、65歳になったときから受けられる年金です。



老齢基礎年金を受けるために必要な期間は最低25年です。

●次の期間を合計して原則として25年の期間が必要です。

- ①国民年金の保険料を納めた期間
 - ②免除（全額免除、一部免除^注）を受けた期間
 - ③学生納付特例や若年者納付猶予を承認された期間
 - ④昭和36年4月以後の厚生年金や共済組合の加入期間
 - ⑤第3号被保険者の期間
 - ⑥任意加入できたが加入しなかった期間など（※カラ期間）
- （注）一部免除の承認を受けても、一部の納付すべき保険料を納付しなかった期間は、免除期間ではなく、未納期間になります。

※60歳までに25年の受給資格期間に満たない場合、70歳まで国民年金に任意加入し、25年に達するまで保険料を納付することができます。（4ページ Q&A 参照）

カラ期間とは

年金額の計算には含まれませんが、資格期間には算入できます。左の①～⑤の期間の合計が25年に満たない方は、次のカラ期間をプラスして下さい。

- ①会社員の配偶者で国民年金に任意加入していなかった期間（昭和61年3月までの期間）
- ②平成3年3月までの学生で任意加入しなかった期間
- ③在日外国人のうち一定範囲の方で、昭和57年1月1日以前の期間
- ④日本人で外国に居住していた期間など

老齢基礎年金の年金額 満額で79万2,100円

（平成20年度）

満額の年金額は、20歳から60歳までの40年間すべての期間の保険料を納めた場合の年金額です。

保険料未納や免除の期間がある場合、その期間に応じて減額され、下の式で計算した額が年金額になります。

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \frac{\text{保険料を全額免除された月数}}{3} + \frac{\text{保険料を4分の3免除された月数}}{2} + \frac{\text{保険料を半額免除された月数}}{3} + \frac{\text{保険料を4分の1免除された月数}}{6}}{\text{加入可能年数(40年)} \times 12 \text{ ヶ月}}$$

年金額の計算例 例1

昭和17年6月生まれ 加入可能年数40年
保険料を25年間納めて、その後未納にした場合

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{300 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 495,100 \text{ 円}$$



例2

昭和17年6月生まれ 加入可能年数40年
保険料を31年間納めて、9年間免除を受けた場合

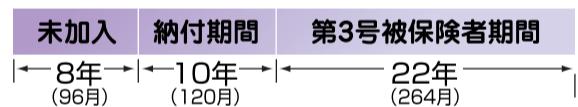
$$792,100 \text{ 円} \times \frac{372 \text{ 月} + 108 \text{ 月} \times \frac{1}{3}}{480 \text{ 月}} = 673,300 \text{ 円}$$



例3

昭和23年4月生まれ 加入可能年数40年
サラリーマンの妻で10年間任意加入していた場合

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{120 \text{ 月} + 264 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} = 633,700 \text{ 円}$$



繰り上げ支給と繰り下げ支給

老齢基礎年金は、原則として65歳から受けられますが、希望すれば60歳から64歳までの繰り上げ支給と、66歳以後の繰り下げ支給を選択することもできます。なお、一度減額（繰り上げ支給）と増額（繰り下げ支給）した額は、生涯変わりません。

昭和16年4月2日以後生まれの方の繰り上げ・繰り下げ支給率

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
70%	76%	82%	88%	94%	100%	108.4%	116.8%	125.2%	133.6%	142%

繰り上げ支給率

65歳を100%とし、毎月0.5%づつ減少

繰り下げ支給率

65歳を100%とし、毎月0.7%づつ増加

昭和16年4月1日以前生まれの方の繰り下げ支給率

65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
100%	112%	126%	143%	164%	188%

繰り下げ支給率

65歳を100%とし、年単位で増加

第1号被保険者の独自給付

自営業などの第1号被保険者には3つの独自給付があります。

付加年金

付加保険料（月額400円）を納めている方は、次の式で計算した額が、老齢基礎年金に加算されます。

年金額

付加保険料納付月数×200円

寡婦年金

老齢基礎年金を受けるはずだった夫が年金を受けずに亡くなったとき、その妻（婚姻期間10年以上必要）に60歳から65歳になるまで支給されます。

年金額

夫が受けられるはずだった老齢基礎年金額の3/4

死亡一時金

保険料を3年以上納めた方が、どの年金も受けずに亡くなったとき、その遺族に支給されます。

支給額

保険料納付期間	一時金の額
3年以上15年未満	120,000円
15年以上20年未満	145,000円
20年以上25年未満	170,000円
25年以上30年未満	220,000円
30年以上35年未満	270,000円
35年以上	320,000円

※付加保険料を3年以上納めていた場合、8,500円が加算されます。

国民年金保険料

国民年金保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めます。

定額保険料

(平成20年度)

月額**14,410円**

付加保険料

第1号・任意加入被保険者で
希望する方のみ

月額**400円**

第1号・任意加入被保険者

国(社会保険庁)から送付された納付書で、各金融機関・郵便局・社会保険事務所・ファミリーマート・ローソン・ココストア、インターネットで納めます。また、口座振替やクレジットカードで納めることも出来ます。

第2号被保険者

保険料は、それぞれの年金制度から国民年金制度に支払われていますので、個人で納める必要はありません。

第3号被保険者

保険料は、配偶者(第2号被保険者)が加入する年金制度がまとめて負担する仕組みになっていますので、個人で納める必要はありません。

便利な口座振替

必要な
もの

- ①送付された納付書
- ②預金通帳
- ③金融機関届け出印
- ④国民年金保険料
口座振替納付申出書

~詳しくは社会保険事務所へお問い合わせ下さい~

那覇社会保険事務所 **TEL 855-1122 FAX 836-7606**

口座振替の「早割」がお得!

口座振替は通常「翌月末引き落とし」ですが、「当月末引き落とし」の「早割」にすると毎月の保険料が50円割引されます。

また、口座振替で一定期間分の保険料をまとめて納める「前納」にするとさらにお得です。

国民年金保険料の収納業務に係る民間委託(市場化テスト)

沖縄社会保険事務局では、沖縄県の国民年金保険料の収納対策の一環として、平成20年10月より保険料未納者に対する納付督促業務(電話・文書勧奨、戸別訪問等)を下記事業所へ委託しています。

【委託事業所】エー・シー・エス債権管理回収株式会社

保険料が納められないときは…。

経済的な理由で保険料納付が困難な方

免除制度(全額・一部)

※所得に応じて保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部を納付することにより一部が免除される「一部免除」があります。



30歳未満の方に限り利用できる

納付猶予制度

※申請者本人・申請者の配偶者の前年所得が定められた基準に該当することにより保険料の納付が猶予されます。



経済的な理由で保険料納付が困難な学生

学生納付特例制度

※夜間課程、通信制課程、定時制課程の学生も対象になります。申請手続きは毎年必要です。



老齢基礎年金、障害基礎年金、
遺族基礎年金を受けるために
必要な期間に算入されます。

保険料の免除などを受けた期間は、納付したときに比べ、受け取る年金額(老齢基礎年金)は少なくなりますが、障害基礎年金、遺族基礎年金は減額されません。免除などを受けた期間の保険料は、10年以内であれば後から納めること(追納)も出来ます。ただし、老齢基礎年金を受けている方は追納することはできません。

免除などを受けた年度から起算して3年目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

お問い合わせ、申請は

市民課国民年金グループ(市役所6階)まで

TEL 861-6901 fax 862-4564

こんなとき、どうするQ&A

Q 60歳まで加入しても、年数不足で老齢基礎年金が受けられません。どうすればいいですか?

A 任意加入制度があります。60歳になってから、那覇市の国民年金担当窓口で手続きしてください。

受給資格期間を満たしていない方や、年金額を満額に近づけたい方は、60歳から65歳になるまで任意加入することができます。

また、昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になっても受給資格期間を満たしていない方は、70歳になるまでの期間で受給権が確保できるまで加入(特例任意加入)することができます。

Q 海外に留学したり住むようになったら、国民年金の手続きは必要ですか?

A 海外に転出するときは、国民年金をやめるか、引き続き任意加入するかを那覇市の国民年金担当窓口にお知らせ下さい。任意加入を希望する方は、国内の親族の方に協力者になってもらい、保険料を納めてもらいます。出国前に手続きしてください。